

**議 事 日 程**

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第72号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第3 議案第73号 岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更について
- 日程第4 議案第74号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第75号 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第76号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第77号 瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第78号 瑞穂市障害者生活訓練場条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第79号 令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第80号 令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第81号 令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第82号 令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第83号 令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 発議第7号 議会基本条例推進特別委員会設置決議について
- 日程第15 発議第8号 防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した議員**

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬淵ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明
13番	庄田昭人	14番	若井千尋
15番	広瀬武雄	16番	若園五朗
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	棚 橋 正 則
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
調 整 監	宇 野 真 也	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 次 長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	松 山 詔 子
書 記	近 藤 圭 代		

## 開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるできないとなっておりますので、十分注意して発言されますようお願いいたします。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

4件報告します。

1件目は、お手元に配付しましたとおり、11月30日、若園五朗君から、発議第7号議会基本条例推進特別委員会設置決議についてが提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思いをします。

2件目は、お手元に配付しましたとおり、12月1日、若井千尋君から、発議第8号防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思いをします。

続きまして、3件目は議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長に代わりまして報告します。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は10月26日に税務課を対象に実施され、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

なお、徴収・収納対策とその他について意見がありました。内容は、お手元に配付のとおりです。

以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告しました資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思いをします。

続きまして、令和2年第4回もとす広域連合議会臨時会について、広瀬武雄君から報告願います。

15番 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 改めまして、おはようございます。

議席番号15番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長より御指名をいただきましたので、令和2年第4回もとす広域連合議会臨時会について、代表して御報告を申し上げます。

第4回臨時会は、去る11月30日に1日間の会期で開催されました。

今臨時会に広域連合長から提出されました議案は、条例の一部改正を行うもの1件でございました。条例の一部改正は、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでありまして、令和2年の人事院勧告に鑑み、所要の改正を行うものでありました。

提出されました議案は、広域連合長より提案理由の説明を受けた後、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決を行い、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、令和2年第4回もとす広域連合議会臨時会の報告を終わります。

なお、臨時会の議案書並びに詳細な資料につきましては議会事務局に預けてありますので、御希望の方は御覧ください。

○議長（庄田昭人君） これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 議案第72号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第2、議案第72号瑞穂市指定金融機関の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 15番 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 引き続きまして、議席番号15番 広瀬武雄でございますが、ただいまの議題につきまして質問をさせていただきます。

お手元に配付済みの資料によりますと、令和3年4月30日で指定金の期限が切れるので、引き続き大垣共立銀行を指定金として指定するという内容で議会の議決を求める内容になっておりますが、このままですと分かりにくい点が多少ありますので、質問をさせていただきたい。

その第1点は、何がゆえに大垣共立銀行を指定金として指定する提案になったのか。その提案理由、あるいは来年4月30日に期限が切れるとなっておりますが、主立った提案理由は何なのか、お聞かせいただきたい。単に期限が切れるということで見直しを図っていただいたかとは思いますが、その辺のところの詳細な御説明を求めるものであります。

以下につきましては、次の質問は自席よりさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 清水会計管理者。

○会計管理者（清水千尋君） おはようございます。

ただいま広瀬議員さんから御質問がありました2点ですが、まず1点目、議案の中で大垣共立銀行を指定した理由ということで、今回指定させていただくに当たりまして、いろいろな観点から検討させていただいております。1点目は健全性、もう一つは実績、そして利便性、地域性等総合的に勘案しまして、どこの金融機関が適正かということで、大垣共立銀行という形で指定をさせていただいているものになります。

そして、議案の中で令和3年4月30日で期限が切れるという主立った理由ということですが、期限につきましては、瑞穂市が市制を施行するに当たりまして、穂積町巢南町合併協議会で協議されまして、新市としては大垣共立銀行という形で指定金融機関を決められましたが、その中で調整方針ということで、3年ごとに見直しをなささいという調整方針がありまして、それを重視しまして、合併後、毎年3年ごと3年ごとに見直しということで、今回も期限が切れます4月30日に向け見直しを行って、先ほどの理由により大垣共立銀行という形で引き続き指名をさせていただいたということになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ありがとうございました。

ただいまの答弁によりますと、信頼性とか、現状とか、地域性とか、そういうところから金融機関の指定を見直したということでございましたが、それはそれなりに決して間違いではありませんし、正しい検討事項の内容ではないかと思うところでございます。

何が言いたいかと申しますと、昨今の世の中の動きから捉えますと、ただいまの答弁の内容も、3年前、6年前の、あるいは合併がなされた頃からとほとんど同様の理由で御検討いただいている内容ではないかと思うところでございます。

調べてみますと、単独でこのように長年にわたりまして一金融機関が一地方自治体の指定金融機関として携わっている事例は、ほかにもありますが、非常に数が少ない。県内で見えますと、交代制を取っているところは、市では、各務原市、可児市、関市、それから下呂市、高山、多治見、土岐、羽島、飛騨、瑞浪、美濃加茂、美濃市、それから町村にありましては、安八、池田、揖斐川、大野、川辺、北方、神戸、そのような各市町村ではほとんど、複数の金融機関が交代制で指定金融機関として指定されており、取り扱わせていただいているというのが現状ではないかと思うところであります。

したがいまして、どこの金融機関が指定金であっても、今や昔と違いまして、その指定金に携わる事務能力、これが例えば、失礼な言い方ですが、仮に農協であっても、現在十分にこなせるという状況になっております。現にお隣の北方は、今、農協と共立銀行が交代でやっております。だから、昔流の考え方で、今までやっていただいておりますをお願いすれば無難だ

なあという簡単な発想ではなく、ほかの金融機関も、捉え方によれば一瑞穂市民でありますし、この瑞穂市内に営業している以上、同等の市民であり、同様に税金も納めているという本来の姿がそこにあるわけでごさいます、こういう観点からどこの金融機関を交代制にしろとか、そういう具体的なことは申し上げませんが、長年にわたって何十年と1行主義を貫いていく形が果たしていいのか悪いのか、そういう御検討がなされていたのであろうかという疑問を呈するところであります。

したがって、今回の提案においては、今後のこともあり、今や県内の9割近くが交代制で指定金をやっているという観点を捉えますと、当瑞穂市も交代制という方向づけをこの機に転換するべく時期が来ているのではないかと思うところあります。店舗数とか、あるいは納税の事務実績とか、そういうものは指定金にほとんど影響がありません。なぜならば、それらは指定代理とか収納代理金融機関として指定しているのが現状でありまして、例えば納税をしに行くにも、指定金にしか納税ができないわけではなく、他の金融機関の窓口でも何ら問題なく受け入れてくれるのが現状であります。だから、市民に不便を感じさせるわけではありません。したがって、そういう観点からの判断は適切ではないと思うところでありまして、その辺を含めましてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 清水会計管理者。

○会計管理者（清水千尋君） 指定金融機関につきまして、この制度は昭和39年に施行されて、会派説明会でも説明をさせていただきましたが、現在、都道府県では、交代制を採用しているのは、勉強会では長崎県と沖縄県と説明させていただきましたが、長崎県は令和2年10月、ついこの間の10月に交代制から単独制になられたということで、今現在単独で行っている都道府県は沖縄県1県のみとなります。政令指定都市20市におきましては、静岡市、大阪市、北九州市の3市のみが交代制で、残り17市は単独指定という形になっております。

では、岐阜県21市におきましては、9市が単独で12市が交代制を取っているという状況になります。岐阜県内でも合併のときに交代制を取っていたけれど、その後単独にされたのが3市ある状況にもなります。

各指定金融機関を単独で行っているのか交代制で行っているのか、どちらを採用するかというのは、地方自治法にもそういうことは書いてありません。単独でないといけない、交代でなければいけないとか、そういうことは書いてありません。どちらもできるという形で、各自治体は歴史的な経緯とか、あるいは地域的な実情によって、おのおの交代制にしたり単独指定にしたりしているという状況になります。

瑞穂市におきましては合併のときにどうであったかということで、穂積町は大垣共立銀行の単独指定でした。巢南町は大垣共立銀行と農協さんとの3年交代という形でした。大垣共立銀行も、農協さんも、おのおのの町に支店がありましたので、合併のときに新市になってからは

大垣共立銀行ということを決めました、調整方針として3年に1度見直しをしてくださいという形で見直しをかけている状況になります。

単独指定でいっている都道府県、政令指定都市等々で、決めたらそのままなのかというと、そうではなくて、表立った見直しというわけではなくて、自己審査みたいな見直しというのをやっている県、市もあります。その中でどのような項目で行っているかということで、健全性、実績、公金取扱件数とか、その地域の自治体の中にある店舗数、ATMの設置数、そういう利便性等を検討されて行っております。ですので、瑞穂市も合併当時から同じようにそういう視点は変わらずに、昔から同じような形というわけではなくて、それを妥当な内容だということで検討を行っている状況になります。

ですので、指定金が変わっても市民にとっての利便性が変わらないという見方ではなくて、市内に店舗、ATM等、利用できる、そういうものの設置が多いか少ないかということ、多いことによって市民の方の利便性が高くなる、その銀行によって高くなるという評価の仕方です。利便性が高いという形で判断をさせていただいております。

交代制を取るか取らないかというメリット・デメリット等も一つの要因とし、また該当する健全性、利便性、実績等を総合的に考えて、今回、議案というものを提出させていただいている状況になりますので、御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） ただいまの答弁につきましては十分理解しております。3年前にも総務委員会では、かんかんがくがく議論されたことは御承知のとおりでございます。当時の管理者は現在の平塚部長、そうですね。そのときにあなたは、交代制についても今後考えていきたいとおっしゃったはずですが。私は何も共立銀行を指定してはいかんといって申し上げていないですね。1行主義はいかかなものかと。2行か3行で交代制にしてやっていくべきではないかということで、3年前の総務委員会においても、ここに総務委員会のときの議事録もメモって手持ちに持っておりますが、そういうお約束をされたような発言をしてみえます。

また、3年前も私はこのように総括質疑をいたしました。そのときの答弁も、前向きな御発言がございました。このタブレットに入っております。それを無視して今回また1行でいきましょうという提案をなされたところに疑問を呈するというのを何回も申し上げておりますね。

それから、あまり時間がないので一括で申し上げますと、合併協議会で3年ごとに見直すことになっておるとのことですが、その内容については3年ごとに何を見直すのかと。現状の指定金である共立銀行の内容を見直す、あるいは適切かどうか見直すという意味の3年ごとの見直しなのか、あるいは他の金融機関も含めての見直しなのかという点が非常に不明確でありましたので、調べてみました。

そうしますと、ここにありますが、合併協議会協議事項調整方針として、調整方針の中には、先ほど会計管理者がおっしゃったように、新市の指定金融機関は大垣共立銀行を指定し、3年をめどに定期的に見直す。ただし、他の金融機関も対象に含めて検討すると、こういうふうになっているんです。この部分が、3年前の委員会の席上とか総括質疑の席上においても欠落していたわけですね。ただ単に3年ごとに見直す、3年ごとに見直すということが合併協議会で審議されたということのみを発言されておられまして、その内容については克明に説明がなかった。したがって、見てみますと、他の金融機関も含めて検討すると、こういう記載がなされております。

その辺についてどのようにお考えなのか、再度御答弁を願います。場合によっては平塚部長に御答弁いただいても結構です。

○議長（庄田昭人君） 清水会計管理者。

○会計管理者（清水千尋君） まず、今の御質問の金融機関の話ですが、2行、3行での金融機関での交代ではなくて、市内に支店のある6つの金融機関を対象に検討するという内容で、3年前は答弁をさせていただいているかと思えます。

検討の仕方ですけれど、大垣共立銀行ありき、交代制ありきというような考え方ではなくて、3年に1度、全ての条件を、今までやってきたからとかそういうことは全てクリアにしまして、市内6つの銀行を一度同じ土俵に上げまして、その中でメリット・デメリットの中、金融機関を交代制にするメリット・デメリットというものもあります。

そのほかにも、いろんな専門誌等によると、地方公共団体の財務制度に関する研究会では、指定金融機関を輪番制としているところで定期的に交代する運用となっている場合、金融機関の事務の効率化がされにくいなどの実態があり、在り方として疑問であるとか、行政が参考としている図書としまして「地方財務実務提要」という本があります。その中には、交代制を採用すると、出納事務の適正な経理の面、住民の立場からの不便が考えられ、慎重な検討が必要であるとも書かれております。

このような意見とか書物からも、交代制が決して駄目というわけでもなく、一度クリアにして、そこからいろんな要素の中から総合的に勘案して、じゃあどこが一番市民にとって、市にとって、金融機関にとってということもありますが、市民にとって一番利便性があるのはどこだろうということを検討して、そこで一番よければ、大垣共立銀行じゃなければ、その金融機関にもなります。という形で選定をさせていただくという形を取っております。

今現在、瑞穂市の市になってから、ありきではなくて、毎回毎回3年ごとに、固定でもなく、輪番制でもなく、その折衷案というか、いいところを加味しながら3年ごとに見直すという手法を、調整方針というのが単にただやっているだけではなくて、しっかりと見直してやっていくという手法というのが瑞穂市がやっている手法ということで、これも一種の交代制に類する

ような手法ではないかという形で考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 今の最後の答弁は、交代制に準ずる云々という答弁がありましたが、結論的に申しますと、どうのこうのは別としまして、この議案を提出するときに、単独1行主義でいくのか、あるいは交代制を取る時代になったんで、その方向で行くのかという検討がどの程度なされたのかどうか。結果的にどこの金融機関であってもいいんです。例えば瑞穂市に貢献している金融機関とかいう話もありますが、最近では農協が駅前開発で、あのような形で土地の交換に応じていただいた。そういう点からいくと、農協も入れて検討されたのかというような疑問が湧くわけですね。

したがって、市民の利便性なんていうのは、先ほど申しましたように、ATMがたくさんあるからどうのこうのじゃなくて、ATMなんかは、どこのATMでも誰でも使えるんですよ、今、この時代は。それから、先ほど申しましたように、納税もどこの金融機関でも納税ができるんです。指定金でないとできないわけじゃない。指定金は各業者に対して支払業務を行う点だけが違っているということで、資金トレース上の問題で指定金は大変有利な立場に立っていると。こういうことだけでありまして、市民に対して利便性の云々というものは、指定金とあまり関係ないというふうに私は思います。

したがって、結論から言うと、先ほど申しましたように、合併協議会においても、他の金融機関を含めて3年ごとに検討していただきたいとなっているんですよ。だから、これを無視して、また今回も単独で出してきたという姿勢が、大変申し訳ないんですけど、3年前に議論したことを無視して出してきたというふうにしか捉えられないということでもありますので、もう一度御答弁願います。

○議長（庄田昭人君） 清水会計管理者。

○会計管理者（清水千尋君） 先ほど農協さんも入れて議論されたのかということで、1行、2行で議論しているのではなくて、全ての市内にある金融機関6行、大垣共立銀行、十六銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、岐阜商工信用組合さん、ぎふ農協さんと、6行を同じチャンスがあるように、同じ土俵に上げて、その中で比較検討しております。そのほかに地域貢献という部分として、先ほど一例を挙げられました、そういうこともあるよ。例えば大垣共立銀行さんですと、穂積支店ができてちょうど今年が100周年ということで、駅前にアマゾンの無料宅配ボックスを設置されたとか、そういう地域貢献という部分も加味しなければという形もあります。

そして、先ほどATMはどなたでも使えるということですが、使うには手数料というのがかかります。手数料がかかる場合とかからない場合とあるということで、今は市内にコンビニが

たくさんあり、コンビニのATMというのが利用できる状況になります。調べますと、大垣共立銀行さんが平日無料で使えるコンビニも市内には7つあることが分かりました。ですが、他市ですと、ローソン銀行さんとか、セブン銀行さんとか、そういうところを使いますけれど、ある程度の条件の人でないと無料では使えずに手数料がかかってしまうという条件もありまして、そういう中で指定金が変わろうが市民にとって何も不便も便利も変わらないという見方ではなくて、その金融機関さんが地域に根差して貢献として、銀行がコンビニと提携をされる、または独自で設置される、そういうことをされてみえることによって、市民の方が使いやすい、便利であるということの評価させていただいているという内容になりますので、その点も御理解いただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 今の答弁は、あまり指定金ともろに関係していく部分は少ないと思うんですね。確かに利用しやすさという面はあっても、それがじゃあイコール指定金につながるのかという問題とは切り離して考えるべきであって、何もATMの手数料が取られないところを探して行くには不便だとか、そういう問題は確かにありますが、今おっしゃったように、コンビニでもどこでも今は利用できるんですから、そんなことを従来どおりの判定材料にしておっては、いつまでたっても1行主義でしか提案が出てこないと。まず、先ほど来申し上げておるように、2行にするのか3行にするのかは別として、交代制にするのか1行主義でいくのかの結論を出すための討論、協議がなされたかどうか、こういうことですよ。

6つの金融機関が云々という話がありましたが、土俵の上に乗せることはあったとしても、最終的には2行か3行で交代制をやるのが現実的なんですね。6つの金融機関を交代制にしたら、とんでもない煩雑な話になります。

したがって、土俵の上で検討することは6つの金融機関全てやればいいんですが、最終的に交代制にするには2行か3行が適切な銀行の数だと思っておりますので、今回はこのような方法で提案されてしまっていますので、これを動かすわけにはいきませんが、十分その辺を、3年前も申し上げたように、検討していただくという前提に立っていただかなければ、いつまでたってもこのままです。これのよしあしについては誰も判定できないかも分かりませんが、県下における地方公共団体の8割近くが交代制を取っているという中で、何がゆえに瑞穂市だけが1行主義でいかなければならないのかという疑問が湧くわけですね。

過去を振り返りますと、首長あたりが何回も替わりましたが、過去の首長の中には、会社経営もやっておられまして、そういうつながりの中で指定金は大共よりしようがないんだという前提があって、職員もそれに触れることができなかったという忖度的な部分が絡んでいたような気がいたします。

したがいまして、今や新しい市長になりましたし、そういう部分は排除されたと思いますので、正々堂々と議論して、こういう議論をしたけど結果こうだったということをはっきり議会に申し上げていただいて、その採決を問うという姿勢を貫いていただきたいと、このように思います。いかがですか。

○議長（庄田昭人君） 清水会計管理者。

○会計管理者（清水千尋君） 繰り返しになるかもしれませんが、総務省の行政課長通知のほうで、指定金融機関というのは、住民の利便等の観点から指定金融機関を指定するのが妥当であるということで、利便性の捉え方の違いになるかもしれませんが、そういう観点も重視して指定金融機関を指定させていただいております。

また、交代制のメリット・デメリットを今回改めていろいろと調査・研究させていただきました中で、交代制の場合のまず金融機関の状況の前提としまして、指定金として取り扱う公金の事務というものは通常の銀行事務とは大きく異なりますという点と、また銀行と自治体の公金が異なるだけではなくて、各自治体によってシステムとか事務の処理のやり方というのも異なるために、その自治体の事務に精通した銀行員が必要だということで、交代することによって、またそういう精通した人の確保というものが、銀行にとってはそういうものが負担になってくると。また、行政のほうとしましても、納税通知書の印刷経費とかが発生するというのも少なからずあります。また、会計課としては、そういうものに対する交代の事務というものも相当負担になってきます。また、行員さんが替わられることによって、事務が迅速に速やかに行われないことによって支払いの遅延とか、そういう心配も危惧するわけであります。

そういういろいろな総合的なメリット・デメリット、また最近、デメリットとして大きくあるのは、交代するタイミングによって指定金さんから、人員削減とか、窓口の時間の短縮とか、岐阜県ではありませんけれど、他県でありますと負担金とか手数料等の値上げとか、そういういろいろな要望が交代制によってされてくるということで、そういう事例を多々聞いております。

そのようなことも含めて、交代制どうなのか、また固定はどうなのか、そういう両方を加味して、固定のところというのは何もなくずっと自動的に更新みたいな形で固定をしておりますので、それもどうなのかということで、今、瑞穂市は交代制でも輪番制でもなく、3年に1度、クリアな中から市内の金融機関を全て検討して選び直させていただくという、先ほども説明しましたが、そのような手法を行っておりますので、その点を御理解いただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 広瀬議員から議案第72号瑞穂市指定金融機関の指定についての御質問をいただいております。

この議案の指定の期間が令和3年4月30日であるということから、引き続き期間を定めて指

定するということになります。この指定金融機関をめぐることは、全国的にも金融機関のほうから、費用負担の面などがちょっと重いというようなことや収納に対する事務が従来から変わってきているというようなことから、積極的にやっていただけるというようなことを言っていたらいいような、そんな状況ではないということもございます。逆に辞退をしたいというような、そんな動きもあるような状況となっていること。

また、瑞穂市では、先ほど来出ておりますが、合併時における協議の中で、定期的に3年をめどに見直すというような、そんな規定の中から今回の議案の提出となっているというところでございます。

問題であるのは、議員も御指摘のとおり、1金融機関、1行に指定するのか、交代制でもなく期間だけを3年に定めているというような点が、この瑞穂市における御指摘いただいている課題だと理解をしております。私、3年前の委員会での審議の内容も現在のところでは把握はできておりません。また、私への事務の引継ぎの中にも、この指定金融機関についてどうするのかというような、そんな引継ぎもなされておられません。ということで、1行にするのか、はたまた交代制にするのかというような点では、十分な今回にわたる議論はできてはおりませんが、この1行主義とか1つの金融機関にすることがいいのか悪いのかということも、全体の捉え方とか、そういうものによって異なるということを思いますので、この金融機関の指定が瑞穂市の金融機関に与える影響というのは大きなものになると思いますので、慎重にこの案件を取り扱わなければならないということを思っております。

また、この後、総務委員会のほうでも審議がなされると思います。先ほど来、会計管理者からお答えしておるのは、比較検討して十分、市民のサービスや、健全性や信頼性、実績、利便性、その他地域貢献までしっかり審議をして、今回、大垣共立銀行を議案として提出させていただいているということを皆様方に御理解していただきたいと思い、お答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬武雄君。

○15番（広瀬武雄君） 市長に答弁いただくと終わってしまいますが、土俵の上に乗せていろいろ審査した結果、いろんなデータからいくと共立がトップだったから、ここが健全性が強いということで採用いただいたというようなニュアンスですね。だけれども、2番手、3番手だつて、1番ではないけど、2番、3番であっても健全性は保たれるわけですよ。だから、何も1番を健全性で採用する必要はないという意味では、交代制であれば、1番も、2番も、今の共立も入れて交代制にしていけばいいと。こういう観点に立って今後は慎重にその辺のところを協議いただきながら議案の提出に邁進していただきたいと、このように思います。今や提案されてしまったものは、今の市長の答弁じゃありませんが、総務委員会でこれも協議される、

付託されるものですので、ここで私がいろんな意見を申し上げても、最終的には総務委員会の場でいろいろ御討議されると思いますので、そこに期待しまして私の質問を終わります。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第3 議案第73号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第73号岐阜地域児童発達支援センター組合規約の変更に  
ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第4 議案第74号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第4、議案第74号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

○5番（関谷守彦君） おはようございます。議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

議長の許可を得ましたので、議案第74号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑をさせていただきます。

日本共産党では、かねてより教育や福祉など総合的に、かつ親身に援助する体制として子ども支援課を設置することを求めてきたところでもありますけれども、今回、その子ども支援課を設置するという提案がされております。

そこで、まず子ども支援課についてお尋ねをさせていただきます。

1つ、これは教育委員会の幼児支援課のほうから、その事務を移管するという説明がされておりますけれども、具体的にはどのような業務を移管されるか、お答えをお願いしたいと思います。

以下は自席から質問をさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの御質問につきましてお答えさせていただきます。

幼児支援課から子ども支援課に移管する業務としましては3つございます。1つは、子育て短期支援事業となります。こちらは、具体的にはショートステイだとかトワイライトステイ事業となります。2つ目には、ファミリー・サポート・センター事業となります。3つ目としましては、病児・病後児保育事業が子ども支援課に移管するということとなります。以上です。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 関谷議員の質問の内容に関わって、教育委員会のほうが先ほどの業務が移管されることに伴って、「幼児支援課」から「幼児教育課」というふうに課の名前が変更になります。これについての教育委員会の考えをここで答弁の中に入れてさせていただきたいと思えます。

今まで保育とか幼稚園教育として進めてきました。決してそれは否定するものではありませんが、今後さらに質の高い保育・幼稚園教育を目指したいと考えておるわけでございます。今までの保育の様子、あるいは幼稚園教育の様子を見ていますと、保育士の経験値によるところも非常に高くあるわけでございます。保育所であれば保育指針、幼稚園であれば幼稚園教育要領、こういったもののに基づいて保育・幼稚園教育を今後は進めていきたいと思うわけでございます。

幼児教育につきましては、瑞穂市の特色として、小学校へのスムーズな接続というのを私たちは大切にできております。今後はそういった保育所・幼稚園から、さらに小学校への接続をさらに充実を図っていくために、幼児教育を今後は大切に、保育と幼稚園教育を一体として捉えて進めていきたいという考えから、「幼児支援課」から「幼児教育課」というふうに課名を変更したいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷君。

○5番（関谷守彦君） 今回新しくできる子ども支援課につきまして、キャッチフレーズとしては子育て支援のワンストップサービスということがうたわれていると思えます。今回、一部教育委員会から業務が移行されますけれども、子供に関わることは教育委員会も大きく関わっているわけですが、そういったことも含めて様々な親御さんの不安、いっぱいあると思えますけれども、そういったことも含めて、この子ども支援課のほうで対応される、そういうような予定になっているのか、お答えをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 改めて、おはようございます。

ただいまの関谷議員さんの教育委員会が所管する業務を含めて子育て支援のワンストップサービスが行われるのかという点について、お答えをさせていただきます。

先ほど教育次長、教育長からもありましたが、一応、教育委員会の所管する子供支援の部分で、保育、放課後児童クラブというものについては、これまでどおり教育委員会となりますが、保育所入所などの教育委員会関係の簡易的な申請の業務などは、今度は新設されます子ども支援課の分掌事務となりますので、その点、御理解していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 平塚福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいま関谷議員のほうからお話がありました子育て支援のワンストップサービスに関する御質問でございます。3点ほどお答えをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、議案の資料として資料74の4の中で、子ども・子育てに関連する業務や相談を穂積庁舎2階に集約し、手続きが完結できるようにしておりますが、これについては今ほど総務部長からお話のあったところでございますが、これにつきましては単に申請などの事務の手続きを簡便にするということではございません。実は子供さんに関する相談等につきましては、子供さん個人の問題というよりも、その御家庭全体の問題になっていることがほとんどでございます。したがって、実態といたしましては、子供のことで相談を受けた保健師や相談員、支援員は、その子供さんだけでなく、その御家庭全体に長く関わっていくこととなっております。極端なことを申し上げれば、生まれた子供が成人するまで、入れ替わり立ち替わり関わっていくということになります。こうなりますと、あちこちの部署で関わるというよりも、できるだけ専門の部署で関わっていくことが適切な支援につながると考えておりました。

2点目につきましては、この子ども支援課設置のバックボーン、ワンストップのバックボーンともなるものでございますけれども、新しい法律の施行がございます。昨年12月1日に、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律、大変長い法律ですが、いわゆる成育基本法が施行されております。「成育」の「成」は成功の成、「育」は育てるでございますが、施行されました。この法律におきましては、子供の健やかな成長のための理念を規定するものでございまして、その第5条に地方公共団体が施策を実施する責務についての記述がございます。したがって、当市におきましては、この成育基本法の理念を具現化していくために、子ども支援課を創設するものでございます。

最後、3点目でございますが、これにつきましては、平成30年に関東地方のほうで起きまし

た児童虐待による子供さんの死をきっかけとした国の児童虐待防止対策の強化というものがございました。具体的には、全国の市区町村が、この児童虐待問題に対応すべく、これもちょっと長いんですけど、市区町村子ども家庭総合支援拠点というものの設置が令和3年度末までにほぼ義務化をされたということがございます。そして、この拠点につきましては、昨年当市が設置をいたしました妊娠期から子育て期への切れ目ない支援のための子育て世代包括支援センターというものがございますけれども、これとの一体的な運用をせよということが国から指示をされております。したがって、今後新設いたします拠点の設置が、そのまま子ども支援課の設置というふうになったものでございます。以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷君。

○5番（関谷守彦君） 今、部長より詳しく報告されましたけれども、子供たちの成長、それからそれを取り巻く社会環境は今非常に複雑になっております。そういった意味では、こういったワンストップサービスが非常に重要だと思いますので、ぜひ推し進めていただけるよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、債権管理室というのが今回新しくできるということで、国保税の一部業務もそこに移管をするというお話ですけれども、具体的にはどのようなイメージになるのか教えてください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長兼巢南庁舎管理部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 改めまして、おはようございます。

関谷議員の御質問にお答えします。

国民健康保険の当初の納税通知書は、税務課の課税の係から発送します。その後、未納が発生してから債権管理室の事務となります。債権管理室での国民健康保険税の取扱い事務は、督促状の発送業務から始まり、催告書の発送、納税相談、財産調査、滞納処分、執行停止、時効管理、不納欠損などと債権の完結までを行います。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 関谷君。

○5番（関谷守彦君） 市町村民税と併せ、国民健康保険税、こちらのほうの要は滞納に関わる部分を管轄するという理解でいいかと思っておりますけれども、この問題は以前からいろいろ取り沙汰されているところではございますけれども、滞納が起こる背景には、個人の怠慢という問題もあるかもしれませんけれども、根本的にはそれが払えない現状があるということだと思えます。そういう意味では、市民の方からある意味では助けを求めているSOSという捉え方も

できると思います。そういった意味で、こういったことについてどのような取組をされるのか。あるいは国保税についても、これまでですと別々にされていたと思いますけれども、今回それが一緒になって、より住民にどのような形でのメリットを生かすのか。そういったことについてもお答え願えればと思います。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 債権管理室では、現在の税務課の徴収部門、固定資産税、市県民税、法人市民税、軽自動車税と医療保険課の国民健康保険税の督促状発送、債権回収から債権の完結までの取扱いとなります。

10月末での市税と国民健康保険税の総滞納件数2,459件のうち546件、21%が重複案件となります。現状は、同じ案件につきまして、それぞれの債権所管課の職員が、預金調査から滞納処分まで滞納整理のアプローチをしています。滞納整理の重要性は、歳入増を図ると同時に、経費等の歳出の削減も行わなければならないので、21%の重複案件に関して、それぞれの課の職員がアプローチするのではなく、1人の職員が複数の収入未済、債権の合計額を提示して対応することになります。お客様は一つの窓口で完結することになります。

具体的にメリットは、催告書は今まで税務課と医療保険課、2つの課からそれぞれ発送していましたが、今後は1通で発送され、お客様が全体の債権額を確認しやすい。また、郵送代、印刷代、アウトソーシングの代金が、統合されたことにより経費が削減されます。納税相談は債権額の合計で相談できますので、生活の状況を今まで2つの課で説明していたものが1か所で完結します。お客様が各所管課に行かなくても済みます。あと、時効の更新、執行停止など、2つの課で状況が異なっていたものが同一の取扱いができますので、お客様が確認しやすい。

債権管理のスキルの高い職員を育成し、滞納者の借金問題を整理したり家計の見直し、生活水準を向上させ、お客様の経済的自立を促し、自主的・安定的な納税につながるような生活改善型の相談を行います。

今回の組織改革の債権管理室は徴収職員の念願であり、本市における目指すべき債権回収の組織の第一歩と考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷君。

○5番（関谷守彦君） 今お話がありました生活改善型の相談をしていくという御答弁だったと思いますけれども、これは非常に重要なことだと思います。そういった意味では、これまでですと通知書を出して相手方から反応があったら対応するというパターンがややもすれば多かったと思いますけれども、そういった意味ではより積極的に連絡を取るとかいうことも含めて今後される予定であるのか、お答え願います。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 債権管理室では、より債権回収に特化したスキルの高い職員を育成していきますので、滞納者の生活に見合った納税相談ができるように努力していきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷君。

○5番（関谷守彦君） 実務的な対応ではなくて、ぜひ住民の方の立場に立った親身な相談等も含めて積極的にやっていただけるよう要望いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 改めまして、おはようございます。

議席番号11番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。

議案第74号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質問をさせていただきます。

先ほど関谷議員が債権管理室の質問をされましたもので、それは割愛をさせていただきまして、私は秘書室の今回の組織上の発足につきましての質問をさせていただきます。

今回、秘書室ということは、私もかねてより秘書室というのは組織上大変大事なセクションではないかなということで思っておりまして、今回、そういう点で日の目を見ることになりましたことは大変うれしく思っております。

今回、その目的ということで、市長のトップマネジメントをサポートするというようなことで抽象的な表現で終わっておりますけど、もう少し具体的に、この秘書室を発足させる経過等、そしてまたその組織の位置づけにつきましても、またいろいろけんけんがくがくのお話があったと思いますけど、そこら辺のことにつきましても説明をいただきたいと思っております。

これより自席において質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今、杉原議員さんの質疑でございますが、現在、秘書業務は総務課の中で秘書と運転手の2名の体制となっておりますが、今回、この組織改編において、市長、副市長も含めてですが、トップマネジメントとしての政策調整、さらに危機管理機能の強化を図るということで、その連絡調整体制として新たに室長を置きまして秘書室という室を

設けさせていただきます。

業務としては、これまでの市長、副市長のスケジュール管理に加えて、政策調整及び進捗管理などトップマネジメント機能のサポート業務を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 杉原君。

○11番（杉原克巳君） 今、総務部長のほうから説明で、まず役職ということで、要するに秘書室長という身分を、今度は秘書の業務の一番ヘッドは室長ということでございます。そうしますと、一般的に見まして組織からいいますと、総務部総務課、その総務課から指揮命令系統の下で秘書室というふうになっていましたね。そこら辺までは配慮されておられますかね。

といいますと、そういう室長というふうになりますと、私もほかの自治体の組織図をいろいろ見ました。今、総務部長が室長と言われましたですね。そうしますと、ほかのセクションとの並びというんですかね。そうしますと、総務課内の秘書室というのは、ちょっと私、違和感があるんですよね。といいますと、ほかのところではいいますと、そういう室長となりますと、市長、副市長、そこから指揮命令系統で市長公室とか市長室というふうになってはいますけどね。そこら辺はどういう経過で総務課内に秘書室を設けられたかということ、そこら辺をもう少し詳しく説明していただきたいと思うんですけど。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの具体的に各政策的な施策との調整というところでの機能的な質問だとは思いますが、まず多分、この政策的なところとか危機管理というのは、例えば危機管理でございますと、市民協働安全課のほうで、今回、室を設けて対応していきます。そういった中で今現在、総務課でやっている秘書業務というのが、ただスケジュール管理という中で市長がじきじきに各課に、そういった指示命令ということをしていたんですけれども、今後はこの室を設けることによって、そこを通してしっかりとそういった政策調整、連絡調整をしていくという、そういった体制をつくるということで御理解願いたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そうしますと、この秘書室としての位置づけというのは、私にとっては、さっきから言っておるんですけど、違和感がある組織の位置づけだと思うんですよね。

先ほど目的のところ、抽象的な表現で終わっていますけど、秘書室というのは、そういう内部的なことも併せて外部的な広報活動も大きな職務の一環に入ってくると思うんですよ。ほかの他市町の職務分掌を見ておりましたが、そういうふうになっておりますからね。ですから、そういうことからいきましたら、これ決定事項ということであると思いますけれども、総務委

員会のほうでまたいろいろ御議論はされると思うんですけど、総務課の中に秘書室というのは、要するにトップマネジメントをサポートするわけでしょう。通常の業務をやるんですけど、市長の考えといいますのは、10年先、20年先を見据えて、この瑞穂市をどうしていこうということで、ジョブローテーションの仕事やなくて、もっと先のことをいろんなことをやられるわけであって、もうちょっと大局的な立場でいろんなことをやられる、要するにそういう政策を立案されるんですから、そういうところでありましたら、そういうために秘書室というのを新たにセクションを設けられたと思うものですから、私はもう少し、この組織上でいきまして、秘書室を総務課内やなくて総務課と同等の位置づけということをしなないと、ほかの地方自治体の方が見られて、そういう職務分掌を例えば一緒に提示された場合に、これは秘書室というのはどういう位置づけにされておるといふに私は思われると思うんですよ。ですから、そこら辺はどうなんですかね。

ということは、この組織をつくられるときにも、勉強会のとくにいろいろと皆さんの知恵を集めてけんけんがくがく議論したというお話を承っておりますけど、そこら辺の話合いの場に、この組織図の位置づけということで話は出なかったんですかね。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの各勉強会で、そういった質問はということでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 杉原君。

○11番（杉原克巳君） 勉強会のとくに、組織のときには現場から話をして出てきたというようになことをちらっと私、そういうふうにお聞きしたんですけど、もし間違っておりましたら取り消しますけど。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 大変申し訳ございません。この秘書室で室長を置いて、こういった体制にするということに関しては、先ほど議員が言われました他の市町でも、広報とか、そういった部分も業務としては、他市の例ですけれども、秘書管理課という体制で、そういった組織をしているところもあるかと思いますが、今回、当市のほうでは一応関係部局、今、広報業務でございますと企画部の総合政策課のほうでしっかりと、その業務について対応しているというところがございます。そういった企画部とか、関係各所と調整をしていく中で今回の秘書室。秘書室というのは、今の体制がスケジュール管理だけをしているという中で、もっと市長と関係部局としっかりと調整、サポートしていくという、トップマネジメントですね、そういったところを強化していくというところで、この室を設けさせていただいておりますので、その点、御理解していただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 杉原君。

○11番（杉原克巳君） 今の説明の中で、各部署との秘書室長というのはコーディネーター役もやるということで、今そういう話がありました。

そうしましたときに、ほかの新しい組織もそうなんですけど、秘書室もそうだし、それから債権管理室、室長の職位というのはどういう位置づけになるわけですかね。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 現段階では<sup>※1</sup>総務課長以下を想定しております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 杉原君。

○11番（杉原克巳君） それは人事のことに入ってくるから、私はあれですけど、そうしますと指揮命令系統からいったら、確かに<sup>※1</sup>総務課長以下の人を持ってこないと、それはちょっとおかしい組織になるんですけど、せっかく秘書室という立派な組織をつくれるなら、もう少し格上げをされて、私も、これは個人的なこととしていかなんですけど、行政視察に行ったときなんか、立派な秘書室なんかはございますからね。ですからそういうことで、今回、機能も強化して、当然男性も入れられて、何人のスタッフでやられるか分かりませんが、従来どおりと同じようなことで、ただ組織名をつくただけやないかなという感じにいるわけなんですけど。もう少し、せっかく立派な組織をつくれましたんですから、他のランクづけで、ひとつ立派な組織運営をしていただけたらなということで、私の質問は終わります。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 大変申し訳ございません。<sup>※2</sup>私の答弁の中で総務課長と言いましたが、訂正をさせていただいて、総括課長補佐以下ということで訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

今御指摘の杉原議員さんのさらにということでございますが、今回はトップマネジメントの市長の政策、あと危機管理体制、そういった調整、連絡のサポート業務ということで室を設けさせていただいておりますので、その点、御理解していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 杉原君。

○11番（杉原克巳君） 部長からもお答えがございましたので、ちょっと市長にお答えをお願いしたいと思うんですけど、そういう方が市長の片腕として、ブレーンとして、室長ということで、その職位の方でやっていけるかという、それでいいということでお考えかということだけお答え願いたいと思うんです。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

※1 後刻訂正発言あり

※2 訂正発言

○市長（森 和之君） 杉原議員さんのほうから御質問いただいております組織の再編に伴う秘書室という問題でございます。

議員さんの御指摘の中にもありますとおり、他の市では部長級で、市長公室長とかいうような、そんな名前で指揮命令権が強く発動されるというようなところがございます。ただ、今うちの場合を眺めますと、市長室もあまり大きくないというような場所的な問題も出てきたり、あるいは今回の秘書室を設けるに当たりまして、政策部門とある程度一体にしたいというようなこと、そして先ほどおっしゃられました広報とも連動するような、そんな組織をとということも思っておりますが、現状では今の秘書室ということで一応対応させていただき、次のときには、今の過程を踏まえて、その辺りも検討していきたいということを思っておりますので、現時点ではやむなしという思いは最初からございますので、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） ただいま久野総務部長の発言の中で訂正が行われました。これは許可いたします。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 議席番号12番、朱鷺の会、棚橋敏明でございます。

ただいま庄田議長から質問の許可をちょうだいいたしましたので、議案第74号の目的の明確化ということで行われます室の新設について質問いたします。

市民協働安全課の中に危機管理室、総務課の中に秘書室、税務課の中に債権管理室、目的の明確化ということでございますが、まずは今までの部署内での取扱いに多少なりと問題があったのかどうなのか、そういったことにつきましてまずお尋ねしたいです。

そして、これ以降の質問につきましては、既に2名の方がやっておられますので一部割愛させていただきます。必要な部分だけ自席から質問させていただきます。どうかよろしく御願いたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの棚橋議員の、今回、室を設けることの、その目的ということで、そういった課題がこれまでにあったのかというところでございますが、まず秘書室は、今、杉原議員さんからもありましたが、現在、秘書業務というのは秘書と運転手の2名体制ということで、内容的には市長、副市長のスケジュール管理を行っているというところがございます。そういった課題の中で、今回、さらに各部局とのトップマネジメント、そういった政策的な調整とか危機管理機能の強化、そういったところを強くしていくという中で、そういった連絡調整のサポート業務を今回この室を設けて対応するというので秘書室を設けさせていた

だいております。

続きまして、危機管理室ということでございますけれども、なかなか業務としては、近年、いろんな災害、新型コロナウイルスもそうかと思いますが、そういった危機管理、新型コロナウイルス対策や台風、さらには地震などの自然災害などによる被害が想定される中において、そういった課題の中で市民協働安全課の中に危機管理、さらには防災体制の一層の強化を図るという意味で危機管理室を設置させていただいております。

あと、債権管理室については、先ほども市民部長からございましたが、業務の費用対効果というところもございます。さらに重複している部分、二十何%あるという答弁がございましたが、そういった事務のスムーズな税に対する対応、処理、滞納整理、さらに納税相談等、そういった事務を効率よく進めていくという中で、この債権管理室というものを今回、この組織改革において設置をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 棚橋君。

○12番（棚橋敏明君） 今、部長のほうから御説明がございましたとおり、秘書室においてはサポートの対応、それからこれからのトップマネジメント、危機管理におきましては対応の強化、そして債権管理室におきましては、まずは重複を避ける、防ぐ、より効率をよくするというところで、過去にはそんな問題はなかったけれども、前向きにつくっていくんだよということ捉えさせていただこうと思ひます。

それでは、その次に、それぞれの室の規模、そして室の人数、どういったことを予定しておられるのかお教えください。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、規模というお話でございますが、先ほど役職的には組織上、総括課長補佐以下が、この室長ということになります。今後、組織改編については来年の4月をめどにしております。人事の所管する部分、人数とか定員の数とかありますので、その部分に関しては今回答弁は控えさせていただきたいと思ひますので、御理解願ひます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 棚橋君。

○12番（棚橋敏明君） そうですね、まだこれからのこともございますので、恐らくなかなか部屋も大きくは取れないかもしれないと思ひますが。

それから、先ほど杉原議員からも質問がございました室長の位置づけというところで、その中で総括課長補佐以下の大体格の方だということは伺ったんですが、大体今考えておられます室長ということにおけます手当とか報酬、こういったものは新たに発生するのでしょうか、お

教えてください。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） ただいまの待遇というところでございますが、これは先ほども説明しました総括課長補佐以下ということで、その職級に合わせた給与体制になるかと思えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋君。

○12番（棚橋敏明君） 報酬とかにつきましては、まさに今申されました総括課長補佐以下、そのところの本来頂く報酬だけで、室長としての手当とか、そういったものは一切ないわけでございますね。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今のところは考えておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋君。

○12番（棚橋敏明君） 先ほどこの部分、関谷議員のほうからも御質問がございましたが、そこ関わらない部分だけ債権管理室について質問したいと思います。

今回の新型コロナウイルスによって、大きく大きく収入の減少が発生する、本当にそういった方々が増加すると思います。そんな中、その方々も協力したい、だけれども本当に苦しいんだわという方々を、何かこの債権管理室という名前、このネーミングが、その方々に対して本当に厳しい言葉になるような気がするわけです。

例えばその中にありまして、まさかないと思いますが、郵便があるところで誤配されたとします。そここのところに債権管理室、もしくは債権管理とうたわれるような部分が表面に出ているとします。それこそが、例えば共同住宅、そしてまた個々のおうちにおいても誤配された場合に、あそこの家、税金を払っておんさらへんやないやろかとか、そういったことの個人情報、それに尾ひれがついてしまう、そのようなことに至らないかなと思って心配するわけでございます。この債権管理というようなこのもの自体が様々な臆測を呼んでしまいます。他の市町ではどのような名前を使っておられるのか。他の市町のことにも研究されたのか。そのことについてお答え願います。

○議長（庄田昭人君） 棚橋市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（棚橋正則君） 棚橋議員の質問にお答えします。

税務課内に債権管理室を置くという形での組織になるかと思えます。基本的に他市町のほうでは、例えば徴税課とか、そういった形での課としての対応が多いかと思えますが、今回まず室でというふうで税務課の中に室を置くという形で予定していますので、お願いします。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 棚橋君。

○12番（棚橋敏明君） 先ほど関谷議員に対するお答えの中で、様々な返済の御相談、そして様々な生活設計の御相談、そういったことも一緒に伴っていきたいというところで、大いに関谷議員さんも納得されたんじゃないかなと思うんですが、何かそういった相談も、本当に来やすいようなネーミング。この名前だけですと、個人情報に変に詮索されそう、それと同時に持ったりあよと言わんばかりの催促的なネーミング、そんなように感じるわけですが、そういったことは一切お考えとか、様々な中で話合いとか行われたのか行われなかったのか。ただ単に先ほど、ほかのまちでは徴税課という名前を使っていますよというだけのことだったのか、皆さんで話し合われた中身についてどんなことが話し合われたのか、もし何かありましたら、ここで述べてみてください。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、債権管理室を置くということで、この名前に至った経緯ということですが、この債権管理室という名前ですが、当初から債権管理室ということで担当部署とは調整をしておりますので、これについて名前を変えとかというような、そういった協議というのはしていなくて、当初からこの債権管理室ということで調整をしておりますので、何とぞ御理解をしていただきたいと思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 棚橋君。

○12番（棚橋敏明君） どうしても役所のほうで税を徴収する、税を頂くという立場の中で、まさに今のような答弁にならざるを得ないと思います。それと同時に、中で話合いも際限なくその中で執り行われたんじゃないかなと思いますが、ただ、今現在のコロナに対する状況はまさに普通じゃございません。もう既に予定納税の部分の取崩しもかなり行われております。そんな中、様々な部分で税というものが大事になってまいります。それと同時に、普通の御商売は、正直申しまして、1万円の販売をして1,000円のもうけがせいぜいでございます。税の場合は、まだまだそのことを思ったら収入は得やすい部分がございます。ただ、本当に多くの皆様が苦しんでいる中であって、要望は質問ではできませんので、そこら辺のことはしっかりとこれからお考えになっていただきたいなと思う次第でございます。

これで私の質問は閉じさせていただきます。どうも質問させていただきまして、ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。それでは、再開は11時からとしたいと思います。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時01分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第5 議案第75号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第75号瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第6 議案第76号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第6、議案第76号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第7 議案第77号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第7、議案第77号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第8 議案第78号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第8、議案第78号瑞穂市障害者生活訓練場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第9 議案第79号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第79号令和2年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第10 議案第80号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、議案第80号令和2年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第11 議案第81号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第11、議案第81号令和2年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第12 議案第82号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第12、議案第82号令和2年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第13 議案第83号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第13、議案第83号令和2年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

議案第72号から議案第83号までについて（委員会付託）

○議長（庄田昭人君） 議案第72号から議案第83号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

日程第14 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第14、発議第7号議会基本条例推進特別委員会設置決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

16番 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 議席番号16番 若園五朗。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、発議第7号議会基本条例推進特別委員

会設置決議について、その提案者として趣旨説明を申し上げます。

提出者は若園五朗、賛成者、若井千尋議員、棚橋敏明議員、杉原克巳議員、森清一議員、賛成者4名でございます。

まず、その主な理由は、議会基本条例第13条に規定する推進組織として、議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究とするものであります。

なお、委員会を設置する内容につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

名称は議会基本条例推進特別委員会。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条。

目的は、先ほど申し上げましたが、議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究。

定数につきましては、議長を除く17名という内容でございます。

以上の内容で瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出するものでございますので、議員の皆様には慎重審議の上、何とぞ御承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、議会基本条例推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思しますので、議員会議室をお使ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願います。

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時44分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会基本条例推進特別委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、報告します。

委員長 若園五朗君、副委員長 若井千尋君、以上のとおりです。

---

#### 日程第15 発議第8号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第15、発議第8号防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

14番 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 議席番号14番、公明党の若井千尋です。

ただいま庄田議長より発言のお許しをいただきましたので、若園五朗議員、棚橋敏明議員、杉原克巳議員の御賛同をいただきまして、防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は本文をもって代えさせていただきますので、よろしく願います。

防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書。

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、全国各地で大規模自然災害による甚大な被害が相次ぎ、気候変動の影響によりさらなる頻発化・激甚化が懸念されている。

令和2年7月豪雨では、県内においても、多くの箇所では河川の氾濫や土砂災害が発生し、国道41号やJR高山本線が不通になるなど多大な被害を受け、現在も復旧作業を継続している被災箇所もあり、国土強靱化は依然として喫緊の課題である。

平成30年度から始まった「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（以下「3か年緊急対策」という。）」により、国と地方が一体となってハード、ソフトの両面から防災・減災、国土強靱化対策を集中的に取り組んでいるが、対策が必要な箇所はまだまだ多数存在しており、中長期的視野に立って具体的目標を掲げ、取組の加速化・深化を図ることが極めて重要である。

よって、国においては、防災・減災、国土強靱化対策をより一層推進するために、下記の措置を講じることを強く要望する。

1. 強靱な国土づくりをより強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に続く、新たな5か年の計画を策定し、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

2. 令和2年度で終了することとされている緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策事業等については、地方公共団体の取組状況を踏まえ、適切に検討を行い、令和3年度以降も延長するとともに、地方の実情に沿った、より活用しやすい地方債制度にするなど地方財政措置を拡充すること。

3. 老朽化が急速に進む社会インフラに対し、長寿命化計画に基づく予防保全型の修繕・更新が図られるよう予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。

なお、提出先は記載のとおり、衆参両院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣、内閣官房長官、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定によって提出をさせていただきます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

発議第8号ですけれども、防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書ということですが、この件については、先日、新聞を見ておりましたら、市長のほうにも、そういった似たようなことがあったわけですが、これは事実でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 14番 若井です。

松野藤四郎議員の質問にお答えをしたいと思いますのですが、すみません、意見書の内容の趣旨と異なっておったのかどうか、自分自身、質問の意味が理解できませんでしたので、もう一度明確な御質問をいただきたいと思います。申し訳ありません。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 先日、私は岐阜新聞を取っておるんですが、その新聞の中で市長の行動が分かるんですが、その中で公明党をはじめ多数の党の10名近くの議員が、市長のほうにいろんな政策といいますか、要望といいますか、そういったものが出されて、その中にこの件があったような感じがするわけですが、そこら辺は類似をしているのか。市長に出したんやったら、別に国に出す必要はないと思うわけですが、そこら辺についてどのようなお考えか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 松野議員にお答えします。

根本的に意見書というのは、地方議会が諮って国に唯一意見を言っていけるというものでございますので、今回の件は国に対して国土強靱化計画の延長を求めるといった内容でございます。今御質問があったことは、瑞穂市議会において会派として市長に瑞穂市の要望に上がった件だと私は思いますので、全く別物であるということをお理解いただければと思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 確認をしますけれども、市長宛てに出したのは、国土強靱化の意見書か要望書か、そこら辺を詳しくお願いしたいと思うんですが。

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） お答えします。

まずもって市長に出した要望書とは全く別のものであるということを御理解いただかないと、説明のしようがないと理解しております。

今回、この意見書は、先ほどもお話ししましたように、防災・減災、国土強靱化対策というのが3か年計画で、令和2年度末で計画が終わってしまうことに対して5年間の拡充を求めるということの内容が含まれております。正直なところ、国は今月中にそのことをやるようなお話しはしていますが、瑞穂市として、瑞穂市議会として、この強靱化計画の拡充・延長を皆さんにお諮りをいただいて、瑞穂市もしっかり自分のところのまちを守るんだということを国に意見を言っておるということをしつかり意思表示していきたいということでございますので、森市長に出しました会派代表の要望書の内容とは、少なからず似ておるか似ておらんかは別ですけども、国単位でこの強靱化を拡充していただくことを瑞穂市として声を上げているということを御理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

---

### 散会の宣言

○議長（庄田昭人君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時56分

